

鳥取市準用河川流水占用料等徴収条例（平成16年条例第192号）新旧対照表 第31条関係

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--|------------------|---------------|---|--|------------------|---------------|---|
| ○鳥取市準用河川流水占用料等徴収条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第192号 第1条～第9条（略） 別表（第3条関係） 1 流水占用料 | | | | ○鳥取市準用河川流水占用料等徴収条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第192号 第1条～第9条（略） 別表（第3条関係） 1 流水占用料 | | | |
| 区分 | | 占用料 | | 区分 | | 占用料 | |
| | | 単位 | 単価（円） | | | 単位 | 単価（円） |
| 発電の ための 流水占 用 | 揚水式発電所 以外の発電所 | 1発電所に つき1年 | 次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+436円 ×(最大理論水力-常時理論水力)} × <u>1.10</u> | 発電の ための 流水占 用 | 揚水式発電所 以外の発電所 | 1発電所に つき1年 | 次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+436円 ×(最大理論水力-常時理論水力)} × <u>1.08</u> |
| | 揚水式発電所 | 1発電所に つき1年 | 次の算式により算定して得た額 [{1,976円×常時理論水力+436 円×(最大理論水力-常時理論水 力) } ×0.165] × <u>1.10</u> | | 揚水式発電所 | 1発電所に つき1年 | 次の算式により算定して得た額 [{1,976円×常時理論水力+436 円×(最大理論水力-常時理論水 力) } ×0.165] × <u>1.08</u> |
| 工業又は鉱業のための流 水占用 | 毎秒1lに つき1年 | | <u>6,160</u> | 工業又は鉱業のための流 水占用 | 毎秒1lに つき1年 | | <u>6,048</u> |
| 備考 1 「常時理論水力」及び「最大理論水力」の単位は、キロワットとするものとする。 | | | | 備考 1 「常時理論水力」及び「最大理論水力」の単位は、キロワットとするものとする。 | | | |

- 2 占用の期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、当該占用開始日の属する月から占用終了の日の属する月まで月割計算とする。
- 3 流水占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- 2 占用の期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、当該占用開始日の属する月から占用終了の日の属する月まで月割計算とする。
- 3 流水占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 河川産出物採取料

| 区分 | 採取料 | |
|-----------------|----------------------|-------------------------------------|
| | 単位 | 単価 (円) |
| 土砂 | 1 m ³ につき | 110 |
| 砂利 (かき込み砂利を含む。) | | 154 |
| 栗石 | | 154 |
| 転石 | 1個につき | 110円に長径が50cmを超える20cmまでごとに110円を加算した額 |
| 竹木等 (埋もれ木を含む。) | その都度市長が定める額 | |

2 河川産出物採取料

| 区分 | 採取料 | |
|-----------------|----------------------|-------------------------------------|
| | 単位 | 単価 (円) |
| 土砂 | 1 m ³ につき | 108 |
| 砂利 (かき込み砂利を含む。) | | 151 |
| 栗石 | | 151 |
| 転石 | 1個につき | 108円に長径が50cmを超える20cmまでごとに108円を加算した額 |
| 竹木等 (埋もれ木を含む。) | その都度市長が定める額 | |

備考

- 1 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。
- (1) 栗石 長径が8cm以上30cm未満のもの
- (2) 転石 長径が30cm以上のもの
- 2 採取量が1m³未満であるとき、又はこれらの量に1m³未満の端数があるときは、これを1m³として計算するものとする。

備考

- 1 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。
- (1) 栗石 長径が8cm以上30cm未満のもの
- (2) 転石 長径が30cm以上のもの
- 2 採取量が1m³未満であるとき、又はこれらの量に1m³未満の端数があるときは、これを1m³として計算するものとする。